令和８年１１月改訂

誓　約　書

令和　　年　　月　　日

大牟田市長　殿

（届出者）　所在地（住所）

法人名（屋号）

代 表 者 氏 名

私は、大牟田市が大牟田市暴力団排除条例に基づき、大牟田市新規創業融資資金規則（以下、「規則」という。）による融資の利用により暴力団を利することがないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を規則による融資の対象から排除していることを認識したうえで、下記の記載事項について説明を受け、これを了解し、下記事項について誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、融資の決定の取消し等、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

１　大牟田市新規創業融資資金規則第７条第２項各号のいずれにも該当しません。

２　大牟田市新規創業融資資金規則第７条第２項各号に該当する事由の有無を警察に照会するため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

【大牟田市新規創業融資資金規則（抜粋）】
第７条
２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、この規則による融資を利用することができない。
(1)　暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
(2)　暴力団員が役員となっている法人
(3)　暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

第１１条　指定金融機関は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、融資の決定を取り消し、又は直ちに融資金の全額を返還させることができる。
(1)　融資決定の通知を受けてから、１０日以内に融資の手続をしなかったとき。
(2)　融資金を融資の目的に使用しなかったとき。
(3)　申込書及び第８条各号に掲げる書類の内容に虚偽の事項があったとき。
(4)　第７条第２項各号に掲げる者に該当したとき。